

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年4月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋付属棟試料採取盤内の高電導度廃液系受タンク(A)サンプリング時、同盤内の洗浄配管ユニオン部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	サービス建屋冷凍機冷却水出口温度計指示値において、オーバースケールが認められたため、当該温度計を点検。	GⅢ	
3	3号機	中操換気系他点検手入工事において、検収処理後に未実施工種が認められたため、当該工種の設計変更手続きを実施。	GⅡ	
4	その他	500KV超高压開閉所のシャッターにおいて、地震(4/1日発生)による変形(4箇所)が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
5	その他	事務本館1階天井の空調用冷水管の接続部において、地震(4/1日発生)による亀裂が認められたため、当該部を補修。	対象外	